# 鳥取県スポーツ少年団設置規程

#### (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第41条に もとづいて設置された鳥取県スポーツ少年団(以下「少年団」という。)に関することを定める。

#### (構成)

第2条 少年団は県内各市町村の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 少年団は、市町村体育協会の設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

#### (目的)

第3条 少年団は、本会の目的に従いスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、 青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

#### (事業)

第4条 少年団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2)スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3)スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4)スポーツ少年団の国内・国際交流事業の実施
- (5)スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6)スポーツ少年団活動開発に関する調査研究の実施
- (7)スポーツ少年団の顕彰
- (8)関係団体との連携
- (9)そのほか目的達成に必要な事業

#### (予算等)

第5条 少年団は、前条の事業及び予算・決算並びにその変更に関しては、あらかじめ本会理事 会の承認を得るものとする。

#### (登録)

第6条 少年団への加入は登録をもって行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程による。

### (役員)

第7条 少年団に次の役員をおく。

- (1)本 部 長 1名
- (2)副本部長 3名
- (3)常任委員 10名以内
- (4)委員 19名以内

### (委員の選出)

第8条 委員は市町村スポーツ少年団がその本部長、副本部長の中から1名を選出する。

#### (本部長)

第9条 本部長は本会役員及び学識経験者のなかから本会会長が任命する。

2 本部長は、少年団を代表し業務を統轄する。

### (副本部長)

- 第 10 条 副本部長は、本会役員・本会加盟団体役員・少年団委員及び学識経験者のなかから本部長が委嘱する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

### (常任委員)

- 第11条 常任委員は、委員のなかから本部長が委嘱する。
- 2 前項のほか本部長は、学識経験者から若干名の常任委員を委嘱することができる。

#### (任期)

- 第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総 会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

### (会議)

- 第 13 条 委員総会は本部長、副本部長、常任委員、及び委員をもって構成し、少年団の事業計画、予算、事業報告、決算、そのほかの業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。
- 2 委員総会は本部長がこれを召集し、その議長となる。
- 3 前項のほか常任委員が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を召集しなければならない。

#### (会議の成立等)

- 第14条 委員総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。 ただし、同一事項について再度召集したときはこの限りではない。
- 2 常任委員及び委員が委員総会に出席できないときは、議決権をほかの構成員又はその所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合、委任した常任委員又は委員は出席したものと見なす。

#### (議決)

- 第 15 条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、 議長がこれを決める。
- 2 委員総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会 構成員の過半数による書面、または電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代 えることができる。

### (常任委員会)

- 第 16 条 常任委員会は本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、少年団の業務を議決し 執行する。
- 2 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを召集して議長となる。
- 3 常任委員会は構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
- 4 常任委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 5 常任委員が常任委員会に出席できないときは、議決権をほかの構成員に委任することができる。 この場合委任した常任委員は出席したものと見なす。

### (専門部会)

第17条 少年団に、次の専門部会を置くことができる。

- (1)指導育成部会
- (2)事業企画部会
- (3)普及促進部会
- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会は専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。
- 4 部会について必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定める。

### (会計)

第18条 少年団の予算は、各種補助金、助成金、寄附金及び登録料等をもって支弁し、本会の定

款の定めるところにより処理する。

# (事務局)

第19条 少年団の事務は、本会事務局において処理する。

# (本規程の変更)

第20条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会 理事会の承認を受けて、変更することができる。

附則

1 この規程は、平成29年6月9日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 鳥取県スポーツ少年団本部規程は廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。